

特定施設対象施設一覧（振動）

施設番号		施設の種類		振動規制法	宮城県公害防止条例
振動規制法	県条例				
1（イ）	5-1（一）	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	
1（ロ）	5-1（二）		機械プレス	すべてのもの	
1（ハ）	5-1（三）		せん断機	定格出力が1キロワット以上のもの	
1（ニ）	5-1（四）		鍛造機	すべてのもの	
1（ホ）	5-1（五）		ワイヤーフォーミングマシン	定格出力が37.5キロワット以上のもの	
2	5-2	圧縮機 ※ ¹		定格出力が7.5キロワット以上のもの	
3	5-3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機		定格出力が7.5キロワット以上のもの	
4	5-4	織機		原動機を用いるもの	
5	5-5（一）	コンクリート製品製造の用に供する施設	コンクリートブロックマシン	定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの	
5	5-5（二）		コンクリート管製造機械およびコンクリート柱製造機械	定格出力の合計が10キロワット以上のもの	
6（イ）	5-6（一）	木材加工機	ドラムバーカー	すべてのもの	
6（ロ）	5-6（二）		チップパー	定格出力が2.2キロワット以上のもの	
7	5-7	印刷機械		定格出力が2.2キロワット以上のもの	
8	5-8	ゴム練用および合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のもの	
9	5-9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	
10	5-10	鋳造型機		ジョルト式のもの	

	5-11 (一)		圧延機械		定格出力の合計 が22.5キロワッ ト以上のもの
	5-11 (二)	金属加工の 用に供する 施設	製管機械		すべてのもの
	5-11 (三)		ベンディングマシ ン		ロール式のもの で、定格出力が 3.75キロワット 以上のもの
	5-12		ディーゼルエンジン（専ら災害 その他非常の事態が発生した場 合に使用するものを除く）		定格出力が10キ ロワット以上の もの
	5-13	冷凍機			定格出力が7.5 キロワット以上 のもの

※¹ 振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。